

## 一般社団法人秩父観光協会 後援取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、当協会が後援を行う場合における取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「後援」とは、当協会が事業の趣旨に賛同し、その開催を当協会の名義使用に限り援助することをいう。

### (対象事業)

第3条 後援の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 秩父地域の観光振興に寄与すると認められる事業等
- (2) 原則として、秩父地域内で開催される事業等
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分にあると認められる企業又は団体が主催する事業等
- (4) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられている事業等

### (除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、後援は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対しては行わない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) その他、当協会の運営方針に反するもの

### (申請方法)

第5条 開催する事業について後援を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業開催の1か月前までに後援承認申請書を協会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後援承認申請書の内容を備えている場合は、その申請書により申請することができる。

### (通知)

第6条 協会長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認することが適当と認めるときは後援承認通知書により、承認することが適当でないと認めるときは後援不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 申請者は、後援を受けた事業が終了したときは、速やかに後援事業実績報告書を協会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年7月17日から施行する。